



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.119

発行：東濃西部広域行政事務組合

インターネット通販するなら、画面保存をして証拠を残すべし！

インターネット通販では、購入者の申し込みを「広告表示や申込画面に記載された内容を、納得した上で注文している」と考えます。

さて、インターネット通販後、発生したトラブルを解決するためには「広告や申込画面などにどのような内容の記載があったか」「その内容が法令に違反していないか。もしくは、消費者やサイトの主張と食い違わないか」を確認する必要があります。しかし、購入した当時の画面をトラブルになってから確認するのは現実的に困難です。そのため、消費者には、広告画面や申込画面を「証拠」として保存しておくことが求められます。スクリーンショットを残す、写真を撮る、印刷して保管しておくなどの方法が考えられます。少しの手間がトラブル解決を容易に進めることができますので、ぜひ、実践してみてください。



こんな相談ありました



動画配信サイトでFXの自動売買システムで不労収入を得られるという動画を見た。私も不労収入を得たいと思いそのシステムを100万円で購入したが、自動売買ではなく、自分の判断が必要であり、儲からない。話が違う。返金希望。

そもそも「必ず儲かる」という投資はありません。もし、「儲かっている」場合であっても、サイト上（画面上）だけで本当に儲かっているとは限りません。また、サイトから金銭を引き出そうとしても、様々な理由を付け、逆に高額な請求をされるという事例もあります。うまい話には注意しましょう。

8月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	17件
訪問販売	10件
訪問購入	0件
通信販売	19件
連鎖販売	0件
電話勧誘	3件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	7件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業